

令和 6 年 9 月 10 日

市政記者クラブ 様

中村区保健福祉センター保健管理課
担当：中村（電話 483-6111）

中村区役所における機密情報を含む文書の誤送付について

このたび、中村保健福祉センター保健管理課において、下記のとおり医療法にかかる書類の誤送付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

本来、A医療法人に送付すべき医療法にかかる届出書類（診療用エックス線装置設置届出事項変更届、診療所開設許可事項一部変更許可申請書、許可証、受領書）を誤ってB医療法人に送付したものです。令和6年8月30日（金）にB医療法人ご担当者からご連絡をいただき、誤送付が発覚いたしました。

2 漏えいした機密情報

A医療法人が設置している診療用エックス線装置名

3 対応

8月30日（金）にB医療法人から誤送付した上記書類をご返送いただき、B医療法人ご担当者に電話で謝罪しました。なお、B医療法人の医療法にかかる書類については、9月3日（火）に送付しております。また、A医療法人には9月5日（木）に電話で今回の概要を説明し謝罪しました。

4 原因

A医療法人及びB医療法人の医療法にかかる書類の処理を同時進行し、誤ってA医療法人あての文書を封入してB医療法人に送付してしまいました。

5 再発防止策

- ・所属職員全員に今回の事例についての周知及び機密情報の重要性について改めて注意喚起を行いました。
- ・郵送前に、封筒と送付書類のあて先が一致しているか指差し確認を行い、複数の職員でダブルチェックを徹底します。